

J.S.ミル『経済学原理』における資本主義的企業論と国家

—— ミルの株式会社論と停止状態論との関係で ——

前 原 正 美

I はじめに

産業革命以後のイギリスは、順調な資本蓄積の増進によって世界の工場としての地位を確保した。が、国家は繁栄しても、富裕は社会の最下層に位置する労働者階級にまでゆき渡らなかつた。このため資本家と労働者との対立は激化し、社会は矛盾に満ちた状態となった。ましてや社会は、資本蓄積が順調に進展した結果、一国の利潤率は低下し、自然必然的に停止状態に到達する寸前の状態にあった。貧富の格差や労資対立、労働者の知的・道徳的退廃という経済的・社会的矛盾をかかえたまま、社会が停止状態に到達したとすれば、社会の主体をなす労働者のさらなる窮乏化は火を見るより明らかであった。

それゆえミルによれば、国家が何の方策をも講じなければ、まもなく社会は自然必然的に停止状態に到達する。われわれはこの停止状態を、ザインとしての停止状態と呼ぶことにするが、この社会状態の中では、安定した社会秩序は形成されえない。

したがってミルは、ザインとしての停止状態をディズマルな社会と規定した。このかぎりにおいて、停止状態は望ましい社会ではない。しかし資本が高度に蓄積された先進国が、利潤率の低下に伴って停止状態に到達するのは、自然必然的な道筋である。人間は、この時代の流れに逆らって個人と社会の調和を図り、理想的社会を築くことは、不可能である。

それゆえミルの考えでは、停止状態それ自体に問題があるのではない。むしろ逆にミルは、停止状態の中でこそ、最善の理想的社会状態が実現する、と考える。このミルの考え方自体の中に、すでにスミスやリカードを代表とする従来の政治経済学者とは異なる新たな視点が存在する。

ミルの『経済学原理』⁽¹⁾によれば、自らの「労働と制欲の成果」を万人に保証する公平な分配制度と、「すべての人が完全に平等な条件でスタートする」自由競争制度とを両輪とした「理想的な形の私有財産制度」(Ⅲ pp.207-208,②①29-30頁)が構築されるならば、社会の大多数の割合を占める労働者階級は、自らの自由意思によって停止状態へ辿る道を選択するにちがいがなかつた。

この停止状態は、当為としての社会である。それゆえわれわれは、この停止状態をゾルレンとしての停止状態と呼ぶことにする。ミルにとっては、その社会は、あるべき社会状態だという意味で理想的社会であり、同時に自然的な社会状態であった。この社会状態の下では、生産の三要素、資本、労働(力)、土地を労働者自身が所有、管理、利用する労働者同志の共同組織が社会の支配的体制となるため、大多数の労働者は、貧困の原因となっている労働疎外から解放され、労働の自由を獲得する。それゆえ労働の主体性を回復した労働者の利己心は、自由に発揮され、労働生産力の向上を通じて、生活水準は高まる。その一方で労働者は、肉体的労働のみならず、経営その他の知的労働にも携わるため、あらゆる人間の能力の使用によって自己を訓練・陶冶しうる。加えて労働者は、共同の仕事を通じて連帯感、一体感を強め、精神的、道徳的絆で結ばれた人間関係＝社会関係をつくりあげる。自己の存在価値としての個性に見合った能力の開花・発展は、道徳的能力＝共感能力の向上を通じての人格的、人間的価値の相互承認の下でこそ実現されてゆくが、この点、労働者同志の共同組織は、その条件を十分に満たす存在であった。

こうして労働者は、利己心と公共心と調和的に作用しうる人間の自然的状態に成長し、物的、精神的余裕の中で自己能力や個性を多分に発揮し、自己実現を果たしてゆく。

とはいえ現実の社会が、人間と社会との自然的状態を実現可能とするゾルレンとしての停止状態に移行するためには、理想的私有財産制度の確立が急務であった。

ミルの考えに従えば、理想的私有財産制度の実現は、貴族的土地所有制度の解体と、それに伴う「会社設立の自由」(Ⅲp.903,⑤219頁)を前提条件とする。国家政策によって土地の商品化・細分化が実現可能となれば、土地の生産的使用は社会的に高まる。⁽²⁾となれば、資本蓄積増進の余地が生じ、資本主義的企業、あるいは労働者同志の共同組織に活躍の場が与えられる。が、ミルが生きた時代には、「会社設立の自由」が法制上、認められていなかった。しかし逆に、それが認められるならば、一国の資本蓄積は増進し、富裕は社会全般にゆき渡るであろう、とミルは考えた。

現状の労働者階級は、貧困の状態にある。それゆえ労働者に会社設立の力はない。が、株式会社が社会的に普及、発展すれば、事情は一変する。

大資本を持つ大規模企業であるがゆえに、高度な生産技術、機械を有する株式会社は、土地の生産的使用に寄与し、農業の資本主義的発展をもたらす。その発展はやがて、商工業の発展に結実し、株式会社の全盛時代を導くであろう。株式会社の社会的普及・発展は、順調な資本蓄積の増進を実現し、したがってサインとしての停止状態の到来を遅らせるであろう。

他方、企業内の問題として考えた場合、株式会社の中には、労働疎外が存在する。このかぎり資本家と労働者との利害対立は解消しない。が、資本家が会社の支配人に労働エリート

を採用し、また労働者にその労働の成果が賃金の増大に結びつくように配慮すれば、労働者の利己心は喚起される。しかも労働者は、労働と共同行動を通じて知的・道徳的に成長し、公共心を育成してゆく。労働者の人間的成長は、一方では労働生産力の向上を実現し、資本家の利潤率増大と労働者の実質賃金の増大を同時に実現する。このため資本家と労働者の利害は一致し、労資間の調和的關係が実現する。

が、労働生産力の向上によって、高賃金と自由時間を手に入れた労働者は、やがて労働疎外に耐えられなくなり、自立を模索するようになるだろう。自立の方向としては、株式会社や個人企業などの資本主義的企業の形成という方向もあるが、しかし多くの労働者は、労働者同志の共同組織の形成を目指すであろう。その理由は、労働者同志の共同組織の中には、労働疎外が存在しえず、労働の主体性回復を通じて、労働の自由を獲得できることによる。株式会社の中で経営能力を身につけ、知的・道徳的水準の高い労働エリートが労働者同志の共同組織の形成に成功すれば、それは多くの雇用労働者の社会的共感を呼び起こし、やがて社会はこの組織が支配的存在となるであろう。こうして社会は、労働者の自由意思によってゾルレンとしての停止状態へと移行してゆくであろう。明らかにミルは、ザインからゾルレンへの停止状態の移行を実現可能とする制度的土台を、株式会社の中に見いだしている。

本稿の目的は、以上のことを念頭にふまえつつ資本主義的企業の問題、とりわけ株式会社の問題をミルの停止状態論との関連で考察することにある。⁽³⁾

II. ミルの資本主義的企業論と共同組織論

II-1 株式会社論と停止状態論

ミルは『原理』の主要課題を、労働者と資本家との利害対立の解決に置いた。そしてミルは、この課題に応えるためには、何よりも労働者階級の貧困問題の解決が先決である、と考えた。しかるにミルは、労働者階級の貧困解決の要諦を貧困の自然的要因の改善（土地収穫逓減法則作用の対抗政策の遂行）と貧困の客体的要因の改善（現存の不完全な分配制度の改善政策の遂行）とに求めたのだが、これらの改善のために資本主義的企業、とりわけ株式会社が重要な役割を果たしうる、と主張した。

貧困の自然的要因の最大の改善策は、貴族的大土地所有制度の解体であるが、これが実現すれば、土地の細分化、商品化がすすみ、土地の生産的使用は社会的に高まるだろう。このため農業は急速に資本主義発展を遂げてゆくだろう。農業の資本主義的発展は商工業の資本主義的発展を導き、そして外国貿易による利益増大を国家にもたらすだろう。この意味でミルは、アダム・スミスと同様に、農業→商工業→外国貿易という基本路線で、一国の資本蓄

積増進の方向を捉えている。¹⁴⁾

かくてミルは、社会は資本主義的發展を遂げてゆくと予想するのだが、その發展を支える具体的存在は、いうまでもなく資本主義的企業となろう。その資本主義的企業には、株式会社、株式合資会社、個人企業という異なる形態の企業が存在するが、その中でもミルは、とりわけ株式会社が社会の一般的利益の増大に大きく寄与する存在である、と考えた。

株式会社とは、株式の発行によって資本を調達し、その資本を用いて種々の大事業を遂行する大規模企業のことである。資本の出資者は株主であり、無機能資本家である。そして実際に会社の経営に携わる資本家は、機能資本家である。

株式会社は、無機能資本家の資本出資の増大によって、社会的發展・普及を遂げてゆく。しかしミルが生きた当時、無機能資本家は無限責任を強いられていた。したがって無機能資本家は、自分が資本を出資した株式会社が倒産した場合、法的責任を追求される。このことは、機能資本家の資本調達を極めて困難とする。このためイギリスにおける株式会社の社会的發展・普及は著しく遅れていた。このゆえミルは、法的改善による有限責任の導入を実現すべきである、と主張した。

ミル『原理』第一編第九章によれば、株式会社の長所は、①株式合資会社や個人企業では遂行できない大規模事業を運営できること、②大資本を有するために、社会的変化に即座に対応し、かつ長期的、永続的な事業を運営できること、③大企業であるがゆえに社会的信用が高いこと、④協業の原理の採用や機械の導入によって労働生産力が高いこと、という点にある。

このような長所を持つ株式会社は、他の資本主義的企業と比較すれば、圧倒的な競争力の強さを有する。このため株式会社は、土地購入に際しても、より有利な条件の土地を手に入れることができる。たとえば、優等地を入手したとすれば、従来と同じ生産条件（労働者の質、生産技術・設備、土地面積が一定）の下でも、土地の生産力が高まった分だけ、生産物の総量（収穫高）は増大するであろう。社会の資本主義的發展に伴って、農業、商工業を問わず、株式会社が普及・發展を遂げ、社会的生産力が向上してゆけば、食料価格は低下し、したがってまた消費財の商品価格は低下してゆくだろう。労働者の貨幣賃金を一定と仮定すれば、資本家の利潤率は増大し、またかれの生活水準は向上する。他方、労働者は商品価格が下がった分だけ実質賃金が高くなり、ゆえに生活水準は向上する。したがって社会的視点から見た場合、株式会社の普及・發展によって資本家と労働者との利害は一致し、労資両階級の調和的關係が成立する。

しかも株式会社は、大資本を持つ大規模企業である。したがって費用のかかる生産技術や最新の機械の導入、肥料や薬品の開発・発明にも積極的に取り組み、急激な土地改良を促進

できる。さらには未開地や遠隔地の土地利用をも実現可能とし、土地の生産的使用を高度に発展させてゆくであろう。このように従来よりも生産条件が良好となれば、株式会社はなおさら社会的生産力向上を実現し、労働者階級の生活水準を引き上げる結果をもたらしてゆくであろう。

ミルによれば、「生産上の改良というものは、…… [ザインとしての] 停止状態に到来する前に通過すべき空地を、ある程度まで広くする」(Ⅱp.742,④83-84頁)。いいかえれば、「生産上の改良は、利潤率を低下させることなしに、より多量の資本蓄積され使用されることを可能ならしめる」(Ⅱp.742,④82頁)。しかるに株式会社は、土地の生産的使用を通じて、新しい蓄積の余地をつくりだし、一国の資本蓄積の増進を実現可能にする。その結果、一国の利潤率は増大するであろう。少なくとも、その利潤率低下は阻止されるであろう。となれば当然、ザインとしての停止状態は遠くへ飛び去ることになる。したがって株式会社は、ディズマルな社会であるザインとしての停止状態の到来を遠くへ追しやる、という重要な役割を果たしうる存在となる。社会的視点から見た場合、この意味で株式会社は社会の一般的利益に多大なる貢献をなしうる、といえよう。

が、株式会社の社会的普及・発展によって、資本蓄積が順調に進展し、労働者の生活水準が向上したとしても、労働者自身の知的・道徳的水準が高まり、自発的人口制限を実施してゆかないかぎり、労資間の利害調和は短期的にしか持続しないであろう。労働人口が増加の一途を辿り、「生産能力の増大に対してもしも生産物に対する需要が着実に歩調を合わせているときには、食糧は低廉とならず、労働者たちは一時的にすら利益をこうむらず、労働費用が減少することも、また利潤が上昇することもない。」(Ⅱp.730,④p.61頁)。それゆえミルは、労働者の知的・道徳的水準が向上しうる企業内改善が必要である、と主張する。

『原理』第一編第九章で、ミルは株式会社について考察し、その短所を次のように指摘する。すなわち、①資本の所有者である(機能)資本家は、いくつかの株式会社を経営しているため、個々の株式会社の経営を、その支配人にまかせている。つまり一般的にいえば、株式会社は所有と経営が分離している。このため支配人は資本家の眼が届かぬことを幸いとし、熱心に経営に従事しない。②支配人が経営に熱意不足であれば、会社における「少額の利益や少額の節約についての無頓着ということ」(Ⅱp.138,①265頁)になり、会社の生産性は著しく低下する。③この企業体質は労働者にも伝染し、会社全体の志気を弱める。

これらの短所は、ひとえに資本家の企業経営に対する「忠実性と熱意」(Ⅱp.137, ①263頁)の不足によるものである。ミルに従えば、およそ資本家たる者は、自分の肩に多くの労働者の生活がかかっている、という自覚と責任の重さを自覚すべきであろう。ゆえに大規模な企業を指揮する資本家には、「多大の勤勉と非凡の手腕」が必要である。あるいはまた、「利益

を危なくしてまでも日常の軌道を逸した企てをなす」(Ⅱp.139,①267頁) 大胆さと独創力が必要である。一言でいえば、資本家には高い「知的・能動的資質」(Ⅱp.139,①266頁)が要請される。ミルの考えでは、資本家が公共心を育成しないかぎり、企業的发展も労働者の境遇改善もありえない。

ミル『原理』は公共心の体系の構築を最大の目的としているのだが、ミルの考えでは、この実現のために労働者に先立って、資本家の公共心を育成することが、極めて重要な要件である。

したがってミルは、資本家に対して積極的、自発的な企業内改善を要請する。その具体策は、まず第一に、経営を取り仕切る支配人に、労働者の中で最も優れた者を採用すること、そして第二に、何らかの方法で、「使用人〔労働者〕の利益と企業の金銭的業績とを多かれ少なかれ緊密に結びつける」(Ⅱ139,①267頁)ということである。

ミルの考えでは、労働エリートが支配人となれば、それは労働エリート自身の地位向上・境遇改善を実現するだけでなく、労働者大衆との密接な関係をつくりだす。両者が結束し、共同行動をとれば、資本家に対する一大勢力をつくりあげ、労働条件の改善、ひいては企業内体質の改善を促進できる。

また労働者の利己心が発揮しうるように、資本家が労働の成果を賃金の増大に結びつけてゆけば、企業内の労働生産力は向上しうるのであろう。となればそれは、資本家にとっても労働者にとっても好都合になろう。

さてミルは、以上のような企業内改善が実現すれば、株式会社は、大多数の労働者にとって最も望ましい資本主義的企業となる、と考える。ミルに従って、その理由を簡単に示せば、つぎのように整理できる。

まず第一に、生産力視点から見た場合、株式会社は、労働者の生活水準向上を実現する。株式会社は、大資本を持つ大規模企業であるがゆえに、企業内における分業協業体制をとり、また最新の生産技術を誇る機械の導入を実現する。

この意味で株式会社は、労働能率の客体的要因の改善を通じて、労働者一人あたりの労働効率を向上せしめ、労働生産力の向上を実現する。要するに、かりに労働者の知的・道徳的水準が不変の場合でも、労働者の生活水準は向上する。

しかし現実には、株式会社は労働者の知的・道徳的水準の向上を実現可能とする。すなわち株式会社における企業内改善によって、労働者の労働の成果が賃金の増大と結びつくようになれば、多少なりとも労働疎外の状態が改善され、労働者の利己心は喚起されるようになる。その結果、労働者は自らの利害関心を強め、自らの境遇改善をはかろうと、以前よりも労働に積極的となるであろう。その労働に対する積極性が、労働者の知的・道徳的能力の向

上に結実してゆく。ミルの考えでは、あらゆる人間の能力は、使用されるごとに高まってゆくからである。

ミルによれば、「民衆の間に共同行動の習慣を養成すること」は、極めて重要である。人間は労働を通じて成長する存在である。なるほど「書物や学校教育」は、人間の「精神的向上のために必要なものの一つである」が、しかし「実際教育がこれに伴っていない時には、国民に実行の能力を与え、目的に適した手段を選択する能力を与えるには足りない」(Ⅲp.942,③p.298-299頁)。すなわちミルは、「書物や学校教育」だけでは、「活動的能力や実際の判断」能力を養うことができず、公民としての自覚を有することはできない、と主張する。ミルによれば、人間が狭い家族的利己心を克服して、公共心を育成した人間へと成長するためには、企業や組織の中で労働に携わり、「共同行動の習慣を養成」することが重要となるのである。たとえば「より高い給与を取っている熟練労働者の諸階級が、同じ労働者仲間を排除することによってではなく、かれらとともに自分たち自身の利益を求め」共同行動をとれば、「自分たち自身の集団のための高い賃金および短時間の労働」(Ⅲp.933,③277-278頁)といった要求を、資本家に認めさせることができる。こうした共同行動を通じて、労働者の意識は高まり、道徳的能力は向上してゆく。いいかえれば労働者は、お互いの連帯感、一体感を強め、精神的、道徳的な絆で結ばれた人間関係をつくりあげ、公共心を養成してゆくのである。⁽⁵⁾「共同の利害を討議し処理することは、またあの自由なる国々の公衆の特質的性格といつも見られてきた公共心と公共的事項に関する知性との、偉大な学校であり、大きな源泉となる」(Ⅲp.945,⑤301頁)。

ましてや労働エリートは、支配人となって経営能力を身につけてゆく。なるほど労働エリートは資本の所有者ではないから、この場合にも、資本家＝経営者の命令に従わざるをえない。が、少なくとも労働エリートが「雇主（資本家）とほとんど同じ程度に、雇主の商品の市場の状況の消息に通じる」(Ⅲp.933,⑤277頁)ようになれば、かれらの知的・道徳的能力は著しく向上し、したがって自立心が旺盛となるであろう。

こうして労働者が知的・道徳的能力の向上を果たしてゆけば、労働能率の主体的要因の改善が実現する。

株式会社の中で、このように労働能率の客体的要因の改善と、労働能率の主体的要因の改善が実現すれば、二重の意味で労働者一人当たりの労働能率が高まり、労働生産力は飛躍的に向上する。したがって労働時間を短縮しても高賃金と高利潤を実現できる。この点、資本家と労働者の利害は一致する。労働時間の短縮は、労働疎外の改善につながり、労働条件の改善を労働者にもたらすだろう。

かくてミルは、生産力視点に立脚すれば、株式会社は、大多数の労働者にとって最も望ま

しい資本主義的企業である、と結論づける。「大規模企業〔株式会社〕におけるほうが、労働は疑いもなくより生産的であり、また生産物も、その絶対量がより大ではないまでも、使用された労働との割合においては大である。労苦を減じ、閑暇を大にしても、同じ数の人間に同じ程度のよい生活を送らせることができる。」(Ⅲp.132,④132頁)。

しかしミルの議論は、これで終わるわけではない。むしろこれから先が、ミルにとっては重要な議論となる。

なるほど労働者は、株式会社の中で、労働や共同行動を通じて自己を訓練・陶冶し、知的にも道徳的にも著しい成長を遂げる。そして他方では、労働者は高賃金と自由時間を手に入れる。生活の安定と精神的余裕を取り戻した労働者は、教育の重要性と自発的人口制限の必要性を認識し、その実現を果たしてゆく。その結果、労働者は社会全体のことを合理的に見渡せるだけの教養と見識とを養成し、公民としての自覚を持つに至る。「労働者階級のあいだに知能と教育と独立心が増大するにつれて、それは当然にそれに照応した良識の成長を伴わない、この良識の成長は思慮深い行動の習慣となって現れざるをえない」(Ⅲp.765,④126頁)。労働者の知的・道徳的水準の向上に伴う良識の成長は、社会的共感の質を向上せしめ、自分さえよければそれでよいという偏狭な利己心の発揮を抑制せしめる。つまり労働者の利己心は、従来よりも高い社会的共感を獲得できなければ、作用しえなくなる。それゆえ企業内秩序、ひいては社会秩序は回復の方向にむかうだろう。この意味でミルにおける株式会社の重要性は、社会秩序の回復を実現しうる、という点に求められている。

が、ミルの考えでは、生産関係視点から見た場合、株式会社には厳然たる問題が残る。いうまでもなくそれは、労働疎外の問題である。労働者は資本の非所有者であるために、①企業の経営に参加できず、②資本の所有者たる資本家の命令に従って生産労働に従事せざるをえず、③また資本家によって生産物(所得)を強制的に分割される。⁽⁶⁾

これがミルにおける労働疎外の内容であるが、資本主義的企業にはこうした労働疎外が存在するために、労働者はたとえ高賃金と自由時間を獲得したとしても、結局は雇用労働者としての地位に満足しえなくなる。というよりも、むしろ逆に、高賃金と自由時間を獲得したがゆえに、労働者は独立自尊の精神を養成し、資本主義的企業としての株式会社からの自立を目指そうと考えるようになる。そしてそれは、人間として「正常な状態」である。「まず雇用労働者としてはじめ、次いで数年後には自分自身の計算において仕事をするようになり、最後には他人を雇用するようになるというのが、労働者たちの正常な状態となっている。」(Ⅲp.766,④129頁)。

ミルの終局の理想的な社会状態は、ゾルレンとしての停止状態の中に求められる。そしてそれは、労働者同志の共同組織が普及発展を遂げることによって実現してゆく。ミルの見通し

では、株式会社で資本家と対等の経営能力を身につけた労働エリートは、その多くの者が共同組織を形成してゆくであろう。そしてその成功は大多数の社会的共感を呼び起こすであろう。その結果、株式会社は衰退し、労働者同志の共同組織が社会の支配的組織となるであろう。それゆえミルは、社会がザインからゾルレンへの停止状態へ移行するための制度上の基盤として、株式会社を位置づけている。

かくしてミルにおける株式会社の社会的位置づけが明らかになる。

ミルの考えに従えば、株式会社は、ザインとしての停止状態の到来を回避させると同時に、ゾルレンとしての停止状態の到来の実現可能性を労働者階級に与える社会的使命を果たす存在と位置づけられている。明らかにミルは、ザインからゾルレンへの停止状態への移行を実現可能とする制度的基盤を、株式会社の中に見いだしている、といえよう。

Ⅱ－２ 株式合資会社と労働者階級

株式会社の中で自己能力を訓練・陶冶し、知的・道徳的水準を高めた労働者エリートの多くは、自立の方向を模索するであろう。そこでミルは、株式合資会社、個人企業、さらには労働者同志の共同組織を考察の対象に取りあげ、その長所、短所を検討する。労働者階級の将来を考える場合、この考察は極めて重要となる。以下、ミル『原理』第五編第九章「合資会社」論に従って、その考察内容を見てみよう。

ミルによれば、株式合資会社とは、会社の負債に対して全責任を負う経営者と、出資額に応じて利潤の分け前を受けるが、その金額以上の責任は追求されない構成員との協力のもとに運営される会社のことを意味する。したがって株式合資会社の責任形態は、経営者たる機能資本家のみが無限責任で、無機能出資者は有限責任である。

株式合資会社の長所は、まず第一に、「会社の指揮に参加するすべての人が、その全資産をもって責任を負っているのであるから、慎重な経営をなすべき動機が」存在するという点にある。会社の指揮に直接あたる経営者の責任形態が無限責任であるかぎり、株式合資会社においては慎重な経営がなされるであろう。

第二の長所は、「第三者に対しては、有限責任社員の存在によって、その安全度が増している」という点にある。なぜなら株式合資会社においては、債権者は有限責任社員の出資額すべてを利用することが可能であり、また債券者は自らの損失を被る前に、有限責任社員がその全投資を失うことになっているからである。つまり機能資本家は、会社経営にあたって無機能な中小資本家から有限責任という責任形態で資本金を調達するのであるが、かれらは債権者が出資した金額全部を利用できる。それゆえ債権者にとっては、機能資本家が出資額を

多く集めれば集めるほど、それだけ自らの安全度が増すことになる。逆に、有限責任社員は、「企業が収益を上げえない時には、何も受け取らず、倒産の時には最後の配分を受け、他の債券者が何も失わぬ時にすべてを失うこともある」⁽⁷⁾ ののである。かくてミルによれば、「合資会社の実際はこのように債権者の利益に役立つものである」ということになる。

第三の長所は、株式合資会社は「債権者の利益に役立つ」ばかりでなく、「契約する当事者たち自身にとっても、多くの場合非常に好ましいものである」(Ⅲp.901,⑤215-217頁)という点にある。なぜなら経営者たる機能資本家は、無機能出資者たちから多くの資本金を集めることによって、自分自身の保証によって借り入れうる資本額よりも大きい額の資本援助を獲得することができるからである。いいかえれば機能資本家は、無機能な中小資本家が企業の成功に対して慎重に考慮し、その企業に全資産を賭けようと思わない場合には、かれらの希望するだけの資本を出資してもらうことによって、自らの保証で集められるよりもより多くの資本金を調達することができるのである。それゆえミルによれば、株式合資会社は、契約する当事者たる機能資本家にとってもまた好ましいものとなる。

かくてミルにおいては、株式合資会社は、債権者にとってだけでなく資本家にとっても有利な条件を満たすものと捉えられる。

しかも株式合資会社は、労働者が自立を果たす有利な条件を満たしている。

ミルによれば、「富める者が貧しい者に」⁽⁸⁾ 資金を提供してくれるならば、労働者は資本家となって株式合資会社を形成できる。労働者の自立にとって、最大の難点は資本調達である。この点、労働者は、富者の資本提供を獲得できれば容易に株式合資会社の経営者となれる。したがって株式合資は、労働者の自立を容易にするという点で、労働者階級にとって望ましい企業形態となる。

『原理』初版が出版された当時におけるイギリス法では、株式合資会社は認められていなかったのであるが、ミルはこうした現状について「このような禁止に対して納得がゆくほどの弁明がなされたことは、私の知っているかぎり、いまだかつてない」(Ⅲp.901,⑤216頁)と述べ、現行法に対する不満と批判をなげかけ、有限責任導入の必要性と会社設立の自由を主張する。有限責任導入の必要性は、株式合資会社を労働者階級と無機能な中小資本家との共同経営という形態で運営するために極めて重要なこととなる。つまり無機能出資者に有限責任が認められると、多くの慈善心に富める人びとや労働者階級の状態改善に便宜をはかることに熱意ある人びとの合理的な保護のもとに、⁽⁹⁾ 少なくとも労働者階級のすぐれた部分の人たちがこれまで制欲して貯えてきた資本を出資して、無限責任という責任形態で経営者たる機能資本家となる可能性が生じてくる。これらの労働者階級は経営者となるにあたって、株式合資会社を設立しようとするれば、自ら所有する資本をすべて投資しなければならないだろう。

それゆえ労働者は、機能資本家となった場合、経営に失敗すれば、すべてを失うことになる。したがって自立した労働者にとっては、責任形態が無限責任となっても、大きな違いはないであろう。⁽¹⁰⁾ ミルにとって問題となるのは、経営者たる機能資本家となって会社運営にあたる労働者階級に資金を提供する無機能な中小資本家に対して、有限責任が認められるかどうか、ということであった。なぜなら有限責任の導入が実現しなければ、株式合資会社を労働者階級と資本家階級との共同経営という形で利用できなくなり、それゆえ労働者が経営者となることもできなくなるからである。かくして有限責任の大きな価値は、株式合資会社についていえば、富める者が貧しい者に資本を出資することを可能にする、という点に見いだされるのである。

総じていえば、株式合資会社の場合、資本調達が比較的容易であるため、労働者が資本家＝経営者になりやすい。が、その反面、資本形成において労働者は、富者の力に依存しなければならない。この意味で株式合資会社は、「従属保護の理論」(Ⅲp.759,④112頁)に支えられている。このゆえ労働者の完全なる自立を促すミルにすれば、株式合資会社は全面的に支持できるものではなかった。

Ⅱ－3 個人企業と企業者像

ミルによれば、小規模生産体制たる個人企業の長所は、まず第一に「経営者が事業の成功不成功に対し、はるかに緊切な利害関係をもっている」(ⅡP.137,①262頁)という点にある。つまり個人企業においては、事業に最も深い関心をもつ人たちが直接に経営・管理を遂行するため、経営者は費用を節減・節約することに細心の注意を払い、さらには利潤を大きくする方法を知力をあげて考慮し、事業の成功に絶えず気をくばっている。このようにミルは、企業の経営・管理については、「使用人と利害関係者自身とでは仕事に対する身の入れ方がまったく違」(Ⅱp.137,①263頁)うことを認めており、資本家となった個々の労働者の利益と企業の金銭的業績とが結びつくという点に、個人企業の長所を見いだすのである。

個人企業の第二の長所は、「彼[個人の資本家]の無限責任の上に基礎づけられうる保証が存在する」(Ⅲp.899,⑤212頁)という点にある。つまりミルは、「営業状態の公開の保証があるときに、もしも無限責任の原理に基づいて設立された諸会社の方がより巧妙かつより慎重に経営されるということが実地において判明したならば、有限責任の諸会社はこれと対等の競争を続けることはできないであろう」(Ⅲp.899,⑤211頁)と述べ、有限責任と無限責任会社を比較し、無限責任という責任形態を根拠として、個人企業の長所を主張している。

とはいえ個人企業は、取引の公開性からくるところの保証は存在せず、負債の大きさを容易に隠せるために、営業状態の不明確さを利用して実質の営業内容をはるかに越える印象をまき散らし、繁栄の外観を呈することによって、不当な信用を獲得することが可能である。それゆえひとたび個人企業に損失が発生し、個人資本家が破産の恐れがあることを知ったときでも、世間はその実質的営業状況を知ることができない。しかも個人資本家は支払いの可能性をはるかに越える借入れができるため、債権者たちは大きな損害を被ることになる(Ⅲpp.899-900,⑤212-214頁)。いうまでもなくこれは、個人企業の大きな欠点である。

しかしミルは、営業状態の公開性を徹底させるならば、個人企業は社会的に信頼しうる存在となる、と主張する。

ミルによれば、「一般的原則として、人生の事業というものは、それに直接の利害関係をもっている人びとが、法律の規定によっても、また政府の職員の干渉によっても何らされることなしに、自由に自分自身の途をすすむことができる場合に、よりよく実行されるものである」(Ⅲp.946,⑤305-306頁)。また一般に、「努力をするということにとって致命的となるのは、努力をしてもそれが実を結ぶことを許されない」(Ⅲp.881,⑤178頁)ことである。ミルの考えでは「報酬と引き換えに...最大の仕事をなす」という原理が徹底化され、「生産的エネルギーに対して非常に大きな刺激を与えること」(Ⅲp.792,④173頁)が可能になれば、おそらく「社会的な活動にあって個人の利益がもつ魅力」を最大限に引き出すことができる。この点、個人企業においては、ある機関の掣肘を受けることもなく、また主たる利害関係を有するただひとりの資本家によって経営がなされるために、自らの努力が企業の利益と直結するという利点があり、それゆえ資本家となった労働者は自らの個性や多様性を生かした経営を行なうことができる。かくしてミルは、「ある機関の掣肘を受けることがない私的な資本家というものは、もしも彼が才能のある人間であるならば、ほとんどいかなる共同組織よりもはるかによく、合理的な危険をおかし、費用のかかる改良をはじめて実施するものである」と述べ、個人企業に高い評価を与える。またミルは、共同組織でさえも、「結局においては、個人企業の競争に対抗してその陣地を維持することに成功しないであろう」(Ⅲp.792,④174頁)と述べ、個人企業の社会的存在価値を十分に認める。

総じていえば、個人企業は、資本家が他者の命令・干渉を排除できるため、自分自身の個性に見合った能力を最大限に発揮することができる。それゆえ資本家の知的能力は大きな発展を遂げるであろう。が、個人企業は家族的経営に陥りやすく、したがって資本家は、狭い家族的利己心を克服するための公共心を十分に育成することができない。ミルの考えに従えば、人間的成長とは知的・道徳的水準の向上であるが、道徳的能力の向上が不十分であるという点において、個人企業にはひとつの大きな問題が残る。

II-4 共同組織論と労働者の自己実現

労働者同志の共同組織とは、簡単にいえば、労働者自身の手による共同組織であり、自主管理制度である。資本の共同所有、組織の経営、労働（力）の利用のあり方については、すべて労働者自身の自由意思によって決定される。

労働者同志の共同組織は、志を同じくする数名あるいは数十名の労働エリートが一致団結し、資本を出資しあって形成される。労働者一人ひとりが出資した資本は、土地や機械、設備品といった生産手段の購入にあてられ、労働力と共に使用・活用されてゆく。その資本と生産手段は、労働者全員の共同財産とされる。この点、共同組織は社会主義的色合いが強いという特徴がある。

組織経営の基本方針は、自主経営にある。たれかが助けてくれる、保護してくれる、という他力依存型の経営は許されない。したがって経営は、おのずと生命がけとなる。人は、背水の陣に立てば、逆に人生に対して積極的となる。そしてこの積極的姿勢が、経営に対する自主性を生みだしてゆく。

労働は、経営方針によって左右される。資本主義的企業組織、共同組合組織とを問わず、労働のあり方を決定づけるのは、経営のあり方といえよう。資本家が経営方針を明確かつ具体的に定めていれば、労働者は従うべき合理的目標にむかって努力できる。この点、共同組織では、労働者は自分たちの定めた経営方針に従って労働に従事すればよいから、労働の主体性を回復できる。

労働者は、この自主経営と労働の主体性とを両輪として共同の利益を追求してゆく。共同利益の追求こそは、協同組合の目的である。したがって私的利益の追求を目的とする資本主義的企業とは、その目的において決定的な違いがある。

共同の利益とは、利害の結合である。利害の結合によって労働者同志のあいだに連帯感、一体感が生まれる。この一体感がお互いの信頼関係を厚くし、精神的、道徳的絆を強く結びつけてゆく。それは当然、人間相互間における人格の尊重の観念を呼び起こし、その人格の相互承認の下に、個性の自由な発揮を可能ならしめる。個性の発揮は、自己能力の発揮であり、つまりは自己実現にむけての努力に他ならない。

かくて共同組織には、労働者一人ひとりに人生の目的としての自己実現を可能とする社会的、経済的条件が完備されている。その条件は、すでに指摘した自主経営、労働の主体性に還元できるが、ミル『原理』第四編第七章「共同組織」論に従って、さらに具体的にいえば、つぎのように整理して説明できよう。

- ①共同組織では、資本＝生産手段の所有者は、労働者自身である。したがって労働者は、資本家でもあるから、たれもが経営に参加できる。この場合、資本の出資額は全く問題ではない。経営にかかわらず、すべての面で労働者の発言には自由が認められる。労働者のあいだには、意見の衝突を超えた信頼関係があり、逆に意思の相違を通じて自分にはない新しい考え方を学んでゆく。これによって労働者一人ひとは、自己の偏見や自我を取り除いてゆき、徳の向上、道徳的能力の向上を遂げてゆく。このため資本のみならず、知識もまた共有財産とされる。
- ②資本の所有関係に対応して、生産関係は協調関係となる。つまり資本主義的企業とは異なって、いわゆる資本・賃労働関係は存在しない。資本を労働者自身が所有するため、労働の主体は労働者自身である。ゆえに労働の尊厳性が保たれ、自由な労働が実現する。
- ③分配関係も資本の所有関係に対応する。労働者は、資本形成に必要な制欲に対する報酬としての利潤と、労働に対する報酬としての賃金とを取得できる。したがって組織の中には、労働と制欲にもとづく「私的所有の本質的原理」(Ⅱ p.227,②68頁)が見事に貫徹している。
- ④分配関係は、労働生産力を規定する。制欲と労働の成果が所得に直接、反映するため、労働者の利己心は旺盛となる。当然、労働生産力は高まり、労働者の生活水準は向上する。それはまた、組織の規模の拡大・発展を実現し、多くの労働者を共同組織の中に吸収してゆく。そしてそれは資本主義的企業の中で働く労働者の共感を呼び起こした結果でもある。
- ⑤共同組織の労働には、肉体労働に加えて経営その他の知的労働が含まれるから、労働者は互いに共通する労働を通じて知的にも道徳的にも成長し、さらには自己を訓練・陶冶してゆく。それゆえ共同組織は自己教育の場を用意する。この自己陶冶によって労働者は公共心を育成してゆく。
- ⑥労働能率の客的要因の改善と主体的要因の改善によって、労働生産力が向上すれば、労働者は高賃金と自由時間を手に入れる。知的・道徳的向上を遂げた労働者は、その自由時間の中で自己をみつめる精神的余裕を取り戻し、人生の価値が物的利益の増大にあるのではなく、精神的利益の増大、つまり自己実現にあることを識るに至る。

総じていえば、労働者同志の共同組織は、労働疎外の存在しえない生産体制である。このため労働者の利己心は自由に発揮され、したがって労働生産力は著しく高い。それは一方では、労働者の生活水準を高め、他方では労働時間の短縮を通じて自由時間の増大を労働者に与える。ましてや労働者は、共同の仕事を通じて連帯感・一体感を強め、厚い信頼関係の下に個性を十分に発揮した生産＝労働に携わり、知的にも道徳的にも飛躍的な成長を遂げる。その結果、労働者の共感能力は高まる。労働者における共感能力の向上は、社会秩序の回復をもたらすであろう。それだけではない。共感能力が向上すれば、労働者は自己を発見する

に至るであろう。なぜならば、自己は常に他者の中に存在するからである。およそ人間は、他者に対する共感なしに、自己を発見できまい。そして自己を発見した人間は、人生の価値を物的利益の増大に求めず、自己実現の中に求めるであろう。自己実現とは、自己の人間的完成を目指すことだとすれば、自己を発見し、自己実現に人生の価値を見いだした人間は、自己を犠牲にしても他者や社会のために尽くすという心、つまり公共心の育成に、自ら努めるであろう。自由時間の増大は、このために重要となる。したがってミルの考えでは、労働者同志の共同組織は、利己主義から利他主義への社会的価値転換を実現し、公共心の体系を築きあげるための制度上の中心的存在となるのである。

かくてミルは、株式合資会社、個人企業の社会的存在価値を十分に認めながらも、労働者の自立化の方向としては、労働者同志の共同組織の形成が最も望ましいと結論づけるのである。

Ⅲ 国家政策と会社設立の自由

ミルにおける究極の理想的社会は、ゾルレンとしての停止状態であるが、それは、労働者同志の共同組織が社会における支配的体制となった社会である。が、この実現のためには、すでに指摘したように、株式会社の果たす社会的役割が極めて重要である。

見方を変えれば、ザインからゾルレンとしての停止状態への移行のためには、理想的私有財産制度の確立が前提となるのだが、その理想的私有財産制度は、種々の資本主義的企業と共同組合組織とが自由競争を展開する社会である。

それゆえミルは、社会がザインからゾルレンへの停止状態へ移行するためには、国家政策を通じて「会社設立の自由」の実現と順調な会社運営がなされなければならない、と主張する。以下、その具体的な国家政策について、検討してみよう。

ミルによれば、まず第一に、有限責任法の導入が必要である。

歴史的にみれば、実質的に株式合資会社法案が提出され、無機能出資者に有限責任が認められるのは、1855年の「有限責任法」成立後のことであった。この1855年法においては、一定の条件のもとで株式を所有する社員の有限責任が容認されたが、一時的な措置であり多くの欠点を有していたため、まもなく廃止され、1856年の株式会社法のなかに統合規定された。会社に法人格を認めるとともに、社員に有限責任の規定を収めた法律が成立したのは、実に1862年の「イギリス株式企業の成文憲法」⁽¹¹⁾ と呼ばれる会社法においてであった。⁽¹²⁾ この1862年会社法の成立によって、株式会社の普及が漸次的に進行していくのであるが、株式合資会社が認められるのは、これより遅れて1907年の会社法が成立してからのことであった。

ミル『原理』第五編第九章「会社法」に関する部分は、1844年の「登記法」を念頭において執筆され、法制の改正ごとに修正が加えられたのであるが、この「登記法」によれば、会社が倒産して無限責任者たる機能資本家が債権者に対して十分な責任を果たしえない場合、債権者は出資者に対してその出資額に比例した追徴金の支払いを請求できた。⁽¹³⁾ すなわち、この「登記法」には、「すべての株主は、当該会社が法人化されていない場合と同じ用に、責任を負わなければならない」、「いかなる株主の責任も制限するものではない」、「負債を完全に支払うために、会社のすべての出資者に公正な追徴金を強制する」⁽¹⁴⁾と定められており、会社倒産に際して全株主が追徴金を支払うことができなければ、管財人などを通じて強制執行を行なうことが認められていた。⁽¹⁵⁾ それゆえこの1844年法は基本的には準則主義を目指したものの、債権者保護の立場から機能資本家だけでなく、無機能出資者の無限責任をも強制したものであった。⁽¹⁶⁾ こうしてミル『原理』初版が出版された当時においては、法制上会社側が無機能出資者に有限責任を約束することは不可能であったため、内密に有限責任の契約をかわしたり、あるいは機能資本家が、個人的に無機能出資者から有限責任の匿名資本を集めたりすることによって、会社を運営しなければならないという状態であった。⁽¹⁷⁾

有限責任法の導入は、株式会社、株式合資会社の社会的発展の普及を容易にする。株式合資会社の場合、資本の出資者である無機能資本家の責任形態が有限責任となると、資本の調達が容易になり、したがって資本の増大が実現可能となる。これは株式合資会社の場合にも同じことがいえる。資本の出資者が有限責任となれば、自立を目指す労働者の資本形成は容易になり、したがって労働者は自立のための難点を克服できる。

第二は、利子制限法の撤廃である。

ミルによれば、株式合資会社は、「貸付の一様式」⁽¹⁸⁾を採る企業形態なのであるが、国家が利子制限法を制定し、利子率に干渉を加えらるれば、株式合資会社の自由な設立を阻害することになる。それゆえにミルは国家政策として利子制限法の撤廃を主張する。

資本の貸主は貸付金に対して利子を受け取るのであるが、これまで国家は利子率に最高限度を設け、規定された限度以上に利子を取得すれば刑法上の犯罪として取り扱い、借手と貸手との自由な行動に干渉を加えてきた(Ⅲ pp.922-923,⑤257-258頁)。このため、出資者が経営者に資本を提供して利潤の分配にあずかろうとすれば、かれらは経営者のパートナーとして、無限責任を負わされるだけでなく、高利禁止法を犯す可能性もあった。また、利子制限法のために、貸手のなかには、さし迫った需要がある時に資本を全く貸し出さなくなる者が多くあらわれ、結果的にかえって利子を高めてしまうおそれがあった(Ⅲ p.923,⑤258-259頁)。

株式合資会社は、ミルにおいては、労働者階級にも経営参加に加わる機会を与えるという意味で重要とされるが、利子制限法はこうした人たちに合理的な保護を与える出資者の資本

貸付を妨げることになる。それゆえミルは、利子取得を貸付けという「危険に対する正当な等価」(Ⅲp.924,⑤261頁)として捉え、利子制限法の撤廃を主張する。

第三は、公開性の便宜の徹底化である。

前述した1844年の「登記法」は、「合法会社の登記と法人化と規制のための法律」と銘打っているが、⁽¹⁹⁾ この「規制」とは、あくまで有限責任の法制化を認めないままで、「公示の原則」に則して会社企業における業務内容を公開させ、投機を防ぎ、堅実な経営を行なわせることを意味する。⁽²⁰⁾ しかし、ここには会社企業の会計や業務公開をなすように定められているものの、罰則の規定が欠けていたために、大きな効果を期待することはできなかった。⁽²¹⁾ ここに、ミルが「公開性の便宜」の徹底化を強調する理由がある。営業状態の公開は、企業から発生する危険を未然に防ぎ、公衆に対する最善の保証を与えるものであるから、国家はこれを「適当な罰則によってまもること」(Ⅲp.898,⑤210頁)が重要な政策となる。

第四は、破産法の整備である。

ミルは債務の支払い不能に対する政府の具体的政策方法として、支払い不能者の財産を捕捉して債務者に公平に分配することや、支払い不能者を投獄することよりも、むしろ破産法によって「不当な行為を予防すること」(Ⅲp.908,⑤227頁)が重要であるという。破産法の重要性は、道徳的観点からいえば、金銭的潔白性の保持によって公衆道徳をまもるという点に、また経済的観点からは、貸倒れ費用や産業取引上の危険性をなくし生産費を減少させることによって、消費者の負担をそれだけ小さくし利潤を増加させるという点に求められるといえよう。それゆえミルにあっては、債務支払い不能者の発生を防止する破産法は、企業の順調な運営に寄与するものとして捉えられ、さらには正常な自由競争制度と私有財産制度を確立するうえで、重要な政府の職務とされる。

このようにミルにおいては、「会社設立の自由」が認められ、会社運営が円滑に行なわれるためには、有限責任の法制化、利子制限法の撤廃、公開性の便宜の徹底化、破産法の整備、さらには独占事業に対する干渉、労働組合結成を禁止する法律の是正といった、さまざまな国家職務が必要とされる。ミル政策論を考える場合、「人類の最上の利益は、自由意志に基づいて行なわれるあらゆる経済的実験が最も完全な自由を許されることを、そして比較的恵まれない諸階級が自らの利益を試みるに当たって禁止される手段はただ暴力および詐欺だけだとすることを絶対に要求している」(Ⅲp.934,⑤279頁)ということが、とりわけ注目すべき点といえるであろう。

第五は、労働組合結成の禁止法の撤廃である。

ミルによれば、「労働者階級全体の慣例的賃金を動かしようのものは、労働者たちの慣例的な生活上の諸要求のみである」(Ⅲp.931,⑤274頁)。これまでの実情を考えれば、労働者階級は

「組織された共同行動」によって資本家階級に対して「強腰」とならないかぎり、「正当な賃金額」を獲得することはできない。それゆえ「労働組合なり、ストライキという団体行動なりを、その本質において、かつ絶対的に良くないことだと非難することは、大きな誤りである」（Ⅲp.932,⑤276頁）。労働組合結成の自由は、労働条件の改善を実現する機会を労働者に与え、そして労働者全体の意識を高め、道徳的能力の向上に結実するであろう。かくしてミルは、「賃金引き上げを要求するための法律」の撤廃の重要性を説くのである。

第六は、独占の弊害の除去である。

ミルによれば、「人為的な高い価格をつくりだす通例の手段は、独占である。」（Ⅲp.923,⑤267頁）。それゆえ独占は、物価の安定を阻害する。高い物価が労働者の生活に打撃を与えれば、労資対立を引き起こすであろう。そうなれば、社会秩序は混乱するだろう。また社会の中で独占が存在すると、自由競争が阻害されるだろう。したがって国家は、こうした独占の弊害を除去し、理想的私有財産制度の確立に尽力しなければならない。

独占の対象とされた組織は、大企業である株式会社である。そして独占の対象とされる事業は、ガス、水道、道路、港湾、鉄道などである。株式会社が、こうした事業を担当すれば、先に指摘した独占の弊害が生まれるであろう。それゆえ国家は、独占になりやすい事業に関しては干渉を加え、さらには必要と認めれば、それを公共事業とすべきである。しかし国家は、基本的には、これらの事業を資本主義的企業に任せたほうがよい。その理由は、①事業に直接の利害関心を持つ資本主義的企業のほうが、国家により事業経営よりも生産効率が高い（Ⅲp.942,⑤296頁）、②人間の知的・道徳的能力は仕事を通じ成長するから、社会のあらゆる階級が「自分自身でなすべきことを多量に持っていること」（Ⅲp.945,⑤301頁）が極めて重要である、③国家干渉が強すぎると、専制政治を現実化する恐れがあり、民主政治の形成の阻害要因となる、といった点に求められる。

したがって国家は、たとえば運河や鉄道などの経営を株式会社に任せ、国家自身はその所有権や料金・手数料の決定に対する権限を獲得するとか、あるいは独占の利潤を公共のために還元するとか、適切な処置・配慮をなし、独占の弊害を除去する必要がある。

かくてミルは、国家の中央集権的な管理をできるだけ排除し、市場と自由競争を導入した分権的システム、さらにはまた国家と資本主義的企業、資本主義的企業と共同組合組織といった形での分業システムの早期実現を図り、理想的私有財産制度の発展的社会形態としてのゾルレンとしての停止状態の実現を果たそうと考えたのである。

このためにミルは、「会社設立の自由」の実現と順調な会社経営の遂行が国家の必然的職務となる、と主張したのである。

IV おわりに

アダム・スミスは、資本蓄積が順調に進展すると、国富増進と富裕の全般化の実現を通じ、豊かな社会が形成される、と考えた。が、ミルの時代になると、さまざまな社会的矛盾が現出するようになった。資本蓄積の進展とは裏腹に、貧富の格差は広がり、労働者は貧困状態に陥った。そして労資間の激しい利害対立が生みだされた。にもかかわらず社会は、もはやそれ以上の資本蓄積の余地を見いだせず、著しい利潤率の低下につれて停止状態に到達する寸前の状態にあった。それゆえミルは、ザインとしての停止状態をディズマルな社会状態と規定した。

ミルの考えでは、このような経済的・社会的矛盾を解決し、そしてザインとしての停止状態の到来を回避するには、国家政策を通じて現実の社会に手直しを施し、理想的私有財産制度を確立する必要があった。そしてミルは、このことが同時に、究極の理想的社会であるゾルレンとしての停止状態へ結実してゆくであろう、と考えたのである。いいかえればミルは、理想的私有財産制度の延長線上にゾルレンとしての停止状態を見定めた。

しかるにミルは、その手直しの価値規準を「労働と制欲の成果」を万人に保証するという「私的所有の本質的原理」に見いだした。⁽²²⁾ この「原理」に従えば、まず何よりも国家は、貴族的大土地所有制度を解体しなければならない。この実現によって新たな資本蓄積の余地が生じると、資本家による土地の生産的使用が社会的に高まる。その結果、資本主義的企業が社会全般に普及・発展してゆくであろう。資本主義的企業は、資本家自身の労働と制欲によって形成されるから、資本家の立場からすれば、それは正当な存在である。が、労働者の立場からすれば、資本主義的企業は「私的所有の本質的原理」に背反する存在となる。ミルの考えでは、この矛盾を解決するには、労働者同志の共同組織の社会的普及・発展が必要であった。⁽²³⁾ この共同組織は、労働者自身の共同出資によって形成される。それゆえ労働者は、同時に資本家でもある。つまり労働者同志の共同組織は、明らかに「私的所有の本質的原理」に則した存在である。したがってミルの考えでは、資本主義的企業と労働者同志の共同組織（あるいは資本家と労働者との間の共同組織）とが自由競争を展開する社会の実現によって、理想的私有財産制度が確立される。

しかし現実には、労働者の自立への道は険しかった。とはいえミルは、労働者が株式会社を積極的に利用・活用すれば、自立への道は切り拓かれる、と信じた。その理由は、以下のとおりである。

株式会社は大資本を有する大企業である。貴族的大土地所有制度の解体によって、土地の細分化・商品化が実現されると、土地市場における競争は激化するが、巨額の資本を持つ株

株式会社は、他の資本主義的企業と比較すると圧倒的に競争力が高い。それゆえ株式会社は広大な面積の優等地を獲得し、土地生産物の増大を実現しうる。また株式会社は、費用のかかる機械や最新の生産技術を利用できるため、大規模な土地改良を促進できる。たとえば排水や土壌の改善によって、劣等地を優等地と化すならば、土地生産物は絶対的に増大するであろう。あるいはまた株式会社の運営による運河や鉄道の発展につれて、未開墾地や遠隔地の土地利用が可能となれば、土地生産物は相対的に増大することになる。

いずれにせよ株式会社が社会的に普及・発展してゆくと、社会全般の土地生産力は飛躍的に高まり、土地生産物の社会的総量は著しく増大する。ましてや土地生産力の向上や機械の利用は、労働者一人当りの労働能率を高めるから、資本家の労働費用は低下する。それゆえ資本家の利潤率は高まるだろう。他方、労働者は、たとえ貨幣賃金が一定であっても、土地生産物の価格（食料価格）が低下した分だけ、実質賃金の増大を実現しうる。この意味で、株式会社は労資協調関係を実現可能とする。

株式会社やその他の資本主義的企業が土地を生産的に使用し、土地生産物の社会的総量が増大すれば、それは当然、都市の発展を導いてゆく。すなわち農業の資本主義的発展は、商工業の資本主義的発展をもたらしてゆく。その結果、株式会社は、ますます社会的な普及・発展を遂げる。鉄道、車両、運河といった陸上・海上の輸送機関、銀行、保険などの金融・信用機関、ガス、水道などの大規模事業を運営できるのは、資本主義的企業の中では株式会社だけである。これらの事業は、なるほど国家でも運営できる。が、生産能率や生産的労働者の増大などの問題を考慮すれば、株式会社の運営に任せたほうが好ましい。ミルの考えでは、国家の必然的職務は、公平な分配制度と自由競争制度の確立を通じて、順調な資本蓄積が進展に配慮することにあるのである。

かくてミルは、株式会社の社会的普及・発展によって、一国の資本蓄積は順調に進展し、国富増進と富裕の全般化が実現しうる、と考える。その結果、労働者の生活水準は向上し、労資間の調和的關係が成立する。この意味で、社会秩序は回復の方向へむかうだろう。そればかりではない。資本の高度利用による土地改良は、貧困の自然的要因である土地収獲遞減法則の作用を緩和せしめ、一国の利潤率向上を実現可能とする。それゆえ株式会社は、サインとしての停止状態の到来を回避せしめる役割を果たしうるのである。

したがって社会的視点から見た場合、ミルの考えでは、株式会社の社会的重要性は、国富増進と富裕の全般化を実現し、さらにはサインとしての停止状態の到来を回避せしめる、という点にある。以上は、生産力視点にもとづくミル株式会社論から生み出された帰結である。が、ミル株式会社論の特徴は、生産力視点にとどまらず、生産関係視点を大きく浮上させた点にある。

ミルの考えでは、労資対立の根本的原因は、労働疎外にある。企業体制内の問題として見た場合、株式会社は資本主義的企業であるから、労働疎外が存在する。しかしこのかぎり、労働者は自己の労働の成果が利益増大と結びつくことはない。となれば、労働者は利己心を発揮しえず、それゆえ労働生産力は低下し、生産物総量は低下する。それは資本家にとっても痛手となる。したがって資本家は、自分の利益増大を実現しようとするならば、支配人を労働エリートに採用し、労働大衆に対しては、労働の成果が賃金の増大と結びつくように配慮すべきである。そうすれば、労働者の利己心は十分に発揮され、労働生産力は高まるであろう。その結果、労働者の高賃金と資本家の高利潤が同時達成され、労資間の協調関係が成立する。つまりミルは、資本家自身による労働疎外の改善なしには、高賃金と高利潤は実現されえないと主張することによって、生産関係視点を浮上させているのである。そしてこの意味でミルは、自分の利益増大を図るには、労働者の労働条件の改善を考えよ、という逆転の発想を資本家に要請しているのである。

株式会社の中で労働エリートが果たす役割は重要である。支配人となった労働エリートは、資本家と同等の経営能力を身につけ、そして知的・道徳的能力を高めてゆく。かれは資本家とのつながりが強いが、支配人として労働者の要求を受け入れ、資本家と労働者との距離が縮まるように、両者の間をとりもつことができる。このためには労働エリートと労働者との共同行動が必要である。労働者はただ受け身の姿勢で資本家による労働条件の改善を期待するのではなく、現行の賃金制度や労働時間の短縮といった改善策を資本家に要求する積極的姿勢をとるべきである。ミルの考えでは、まさに共同行動を通じた労働者全体の一体感、連帯感こそが、労働者間の精神的、道徳的絆を固く結びつけ、社会的共感感情の育成を通じ、公共心を培ってゆく。こうして資本家に対する対抗勢力の形成によって、労働条件が改善されると、労働に対する積極性が生まれ、労働者は仕事を通じて知的・道徳的能力を高めてゆく。この意味で株式会社は、労働者が自己能力を訓練・陶冶し、公共心を養成するための自己教育の場となる。それゆえ株式会社では、内分業や機械の利用による労働能率の主体的要因の改善が同時に実現し、労働者一人当りの労働能率は飛躍的に高まる。その結果、労働時間を短縮しても、高賃金と高利潤の実現が可能となる。そしてそれは、労働条件の改善、つまり労働疎外の改善を促進し、企業内秩序、ひいては社会秩序の回復をもたらすことになる。

こうして株式会社の中で生活水準向上を実現し、知的・道徳的水準を高めた労働者は、自立を模索するようになる。少なくとも労働エリートは、雇用労働者としての地位に耐えられず、実際に自立してゆくだろう。その自立の方向としては、株式合資会社、個人企業といった資本主義的企業、あるいは労働者同志の共同組織などが考えられる。その選択は当然、自立を志向する労働者の自由である。

株式合資会社は、資本調達を一面では富者に依存するため、労働者の自立は容易となろうが、しかし従属保護の理論を脱皮できない。ましてやそれは、資本主義的企業であるから労働疎外が存在する。かつての自分と逆転した立場で、労働者を疎外することは、堪え難いこととなるであろう。そして個人企業は、資本家の制欲や資本投下の意欲を旺盛とするであろうが、たとえ労働者が資本家になったにせよ、かれは狭い家族的利己心を克服し、公共心を育成することは困難であろう。

これらの資本主義的企業に対し、労働者同志の共同組織は、ずいぶんと事情が異なる。この共同組織では、資本家としての機能をも果たす労働者は、すべての面で自主的・主体的な決定ができるから、労働疎外は存在しえず、つまり労働者の利己心は満たされている。しかもその目的は共同利益の追求にあるため、労働者は厚い信頼関係の中で、共同の仕事に携わることができる。したがって労働者は、お互いの個性を尊重し、各人の人間的価値の尊厳を保ちながら、自己能力を十分に発揮し、公共心を培ってゆく。このため労働者は、自己実現を果たしてゆくことができる。なぜなら自己実現とは、仕事を通じての自己能力の発展であり、したがってまた徳の向上に他ならないからである。

かくて労働者は、労働者同志の共同組織の中で、自己を訓練・陶冶し、人間的成長を遂げる。もはや労働者は、物的にも精神的にも十分に満たされている。それゆえ労働者は、利己主義から利他主義へと人生の価値を転換させるだろう。それは当然、労働者同志の社会的発展・普及に伴なって、社会的な価値転換へと結実する。その結果、社会秩序は回復し、公共心の体系が構築されるであろう。そしてその中で人間と社会は自然的状態へと辿り着くのである。

このように考えれば、逆に株式会社の重要性が浮かびあがる。ミルの考えでは、株式会社は労働エリート of 独立自尊の精神の養成と、労働大衆の知的・道徳的水準の向上とを実現し、労働者同志の共同組織の社会的発展・普及を実現可能とする制度上の基盤として社会的に位置づけられている。いいかえれば株式会社の社会的発展・普及が、結果的に労働者同志の共同組織の社会的発展・普及をもたらし、ザインからゾルレンへの停止状態の移行を実現可能としてゆくのである。

かくてミル停止状態論との関連でいえば、株式会社は、一方ではザインとしての停止状態の到来を回避せしめ、他方では、ゾルレンとしての停止状態の到来を実現せしめるための制度的土台となる。この意味でミルの考えでは、株式会社は、ザインからゾルレンへの停止状態の移行を実現可能とする社会的使命を担った資本主義的企業と位置づけるのである。

が、ミルが生きた当時、法制上、「会社設立の自由」は認められていなかった。このため公正な分配制度と自由競争制度を両輪とする、理想的私有財産制度の確立が阻害されていた。

となれば、サインからゾルレンへの停止状態の移行は、実現不可能となるだろう。このゆえにミルは、国家政策を通じて、「会社設立の自由」がなされなければならない、と主張した。その国家政策は、具体的には、有限責任法の導入、利子制限法の撤廃、公開性の便宜の徹底化、破産法の整備、労働組合結成の自由の容認、独立の弊害の除去、を主軸とする。その実現によって「会社設立の自由」が可能となれば、それは結局、自立を指向する労働者の独立自尊の精神を奮い立たせることになるだろう。ミルの考えでは、「会社設立の自由」の実現は資本家のみならず、労働者にとっても極めて重要な問題であった。社会秩序の回復に伴う公共心の体系の構築は、ミル『原理』の目的であった。この目的達成のために、ミルは『原理』の主要課題を労資対立の解決に置いた。究極的には、それは労働者同志の共同組織の社会的発展・普及によって実現可能となる。その実現可能性は株式会社の社会的発展・普及に依存していた。このためにミルは、「従属関係を伴わない社会的結合と、組織的敵対関係ではなしに利害関係の統一とを実現する可能性は、将来における『会社制度』の原理の発展にもっぱら依存している」(Ⅲ896,⑤206)という結論に辿りついたのである。

注)

- (1) 『経済学原理』からの引用は左のローマ数字がMill[1]のもので、右が末永茂喜訳『経済学原理(一)～(五)』(岩波文庫,1979年)のものである。
- (2) 前原[18]では、ミル土地所有論を停止状態論との関連で考察した。
- (3) 杉原[7]第二部第三章では、ミルは現行社会から新社会への「漸次的移行過程における企業者活動の歴史的意義を重視」したが、この際、かれは特に「株式会社における企業者のあり方に関する問題点に注目」(182頁)した、という点が強調されている。四野宮[6]では、ミルは「労働者同志の自立と連帯によって結ばれた共同組織を資本家的経営と併存させながら、漸次的に共同組織の全社会的発展の可能性が見られてくる、という展望にたった」(221頁)と指摘される。鈴木[8]では、「ミルには、<大規模生産-株式会社>という議論の筋道のほかに、<雇用関係の廃棄-アソシエーション>という議論の流れがあって、アソシエーションの形成という議論がまた株式会社論をすくいあげる」(126頁)という主張がなされる。富塚[13]では、「資本制的『大規模生産』の発展は、労働の生産性を高めると同時に、『社会的労働』の営みを通じて直接生産者を訓練・陶冶せしめ、おのずから『雇用関係の廃棄』ののちの新たな社会関係の担い手を育成・培養する。」(323頁)と指摘される。武田[11]では、「ミル自身の将来構想でいえば、彼は現経済体制のもとでの協同組合の成功と普及という社会的実験を通して、社会主義が肯定的な社会的認知をうけ、それが協同組合社会主義の実現をもたらすことを期待していた」のであり、このためにミルは雇用関係の廃棄を目指して、「産業パートナーシップと協同組合との二つのアソシエーションの組織化を提言」したのである、と主張される。また武田[12]では、ミル共同組織論の重要性を株式会社論との関連で考察し、そのうえでミルにおける社会主義社会に対する展望と現代的意義を明らかにされる。村田[21]では、経営組織の生産効率論を中軸にミルの資本主義的企業論と共同組織論が展開され、そして村田[22]では、ミル共同組織論を「たんに人間性の陶冶や分配方法の改善という観点からの評価」にとどめずに、「人間関係論としての生産効率」という観点

を浮上させることの重要性が説かれる。これらのすぐれた研究業績では、ミルが株式会社を制度的土台として労働者同志の共同組織の普及・発展を企図し、その実現によって現行社会は理想的社会へと移行してゆくと考えていたという点で、共通の認識が示されている。とはいえ、従来の研究では、ミル「停止状態」論との関連で、株式会社における社会的位置づけが明らかにされていなかったようにおもわれる。ミルの考えでは、何よりもまず株式会社の社会的要件は、一国の資本蓄積の順調な進展を通じて、現行社会における最大の経済的・社会的矛盾である労資対立の改善をもたらす、同時にサインとしての停止状態の到来を遠のける役割を果たしうる、という点にあった。

ミルは、このことが労働者階級的生活水準向上に伴う知的・道徳的進歩と、資本主義的企業と共同組合組織とが自由競争を展開する理想的な私有財産制度の確立とを実現し、その結果社会は労働者の自由意思によってゾルレンとしての停止状態へと移行するであろう、と考えたのである。それゆえミルの考えでは、株式会社は二重の意味で重要な社会的役割を果たす存在となる。すなわち株式会社は、一方ではサインとしての停止状態の到来を遠のけ、他方ではゾルレンとしての停止状態の到来を実現可能とする、制度的土台となりうるのである。このゆえにミルは、究極の理想的社会を実現するうえで重要な鍵を握るのは株式会社である、とみなしたのである。本論文の目的は、従来の研究をふまえながら、この点を明らかにすることにある。尚、本論文は、前原[15]を大幅に修正・加筆したものであることを、あらかじめお断りしておく。

- (4) この点、ミルはアダム・スミスの資本蓄積論を継承している。しかしミルは、資本蓄積の進展が国富増大をもたらしたが、富裕の全体化を実現してこなかったことを、明確に自覚していた。このためにミルは、分配政策に重点を置いた国家政策を通じ、労働と制欲にもとづく「私的私有の本質的原理」が貫徹した社会、つまり理想的な私有財産制度の確立を急務と考えた。この「原理」に従えば、何よりもまず国家は、貴族的土地所有制度の解体を実現しなければならない。この実現によって、資本蓄積の余地が生じ、株式会社やその他の資本主義的企業は普及・発展を遂げてゆく。が、これらの資本主義的企業は資本家の立場からすれば正当な存在であるとしても、労働者の立場からすれば、この「原理」に背反する。それゆえミルは、現行社会における労働者同志の共同組織の導入によって、その矛盾の解決を図ろうと考えた。資本主義的企業、とりわけ株式会社の普及・発展を主張するミルの意図は、大規模企業の中でこそ労働者が自己を訓練・陶冶し、お互いの連帯感・一体感を強め、知的・道徳的水準の向上を実現しうる、と期待した点にあった。逆にいえばミルは、株式会社を労働者の自立を実現可能とする最善の資本主義的企業とみなしたのであり、このために株式会社の社会的普及・発展を主張したのである。この点、ミルの株式会社論は、生産力視点にとどまらず、生産関係視点を大きく浮上させる内容となっている、といえるであろう。まさにこの点にこそ、スミスとミルとの資本蓄積論の力点の相違がある。すなわちスミスは資本蓄積の順調な進展が労働疎外にもかかわらず、労働者の生活水準を向上せしめ、それが労資協調関係の実現に結実する、と考えたが、逆にミルは、労働疎外のゆえに労働対立が発生する、と考えた。それゆえミルは、国富増進と富裕の実現というスミスの目的を、スミスとは異なる方法で達成しようと考えたのである。ミルにとって、それはスミスの政策論からの方向転換に他ならなかった。尚、スミス資本蓄積論を国家論との関連で詳細に検討した和田[24]は、スミスとミルとの国家論＝資本蓄積論の承認関係を考えるうえで、貴重な文献となった。
- (5) 鈴木[8]では、「ミルはあくまで『個人』の立場にたって組織をみる」(140頁)と主張される。しかしミルは、人間は社会的存在である、という視点に立脚し、組織の中における諸個人の自己陶冶をこそ問題としているのである。すなわちミルは、仕事場における人間関係の中で諸個人は利己心と公共心を調和的に機能しうる人間の自然的状態へと成長する、と考えている。この意味で、ミルは人間的成長を可能とする組織のあり方こそ問題としている、といえよう。この点、ペトレラ[3]では、共同

組織こそが労働者に「責任ある諸個人の行為の機会」(p.135)を与える、とミルが考えていた、と指摘される。この見解は正酷を得ている、といえよう。

- (6) ミルにおける労働疎外の内容については、前原[19],[20]で明らかにした。
- (7) Mill[2]p.424.
- (8) Mill[2] p.409.
- (9) Mill[2]p.409.
- (10) Mill[2] p.407.
- (11) ハント[5] p.144.
- (12) 以上の有限責任法の変遷については、森[23]21-34頁、武市[9]62-65頁、林[12]38頁を参照した。
- (13) (14) (15) [4]7/8Victoriac.110.,林[12]38頁参照。
- (16) 鈴木[8] 81頁参照。
- (17) 林[14]25頁参照。
- (18) Mill[2]p.422.
- (19) [4]7/8Victoriac.110.,林[12]38頁参照。
- (20) 林[14]38頁参照。
- (21) 鈴木[8] 82頁参照。
- (22) その理論的論証を、ミルは労働費用・利潤相反論によって展開した。これについては前原[17]を参照。
- (23) 尚、共同組織論については前原[16]を参照されたし。

参考文献

- [1] Mill,J.S., *Principles of Political Economy*, Collected Works of John Stuart Mill, Vo II – III. University of Toronto Press, 1965.
- [2] Mill,J.S., *Middle and Working Classes* "Collected Works of John Stuart Mill,Vol V,University of Toronto Press, 1965.
- [3] Petrella, F. "*Individual, group and government? Smith, Mill and Sidgwick*" in: Wood, J.C.(ed) *Adam Smith: Critical Assessments vol.4* Croom Helm 1933.
- [4] *An Act for the Registration, Incooperation, and Regulation of Joint Stock Companies. 7/8 Victoria, c.110.*
- [5] Hunt,B.C.,*The Development of the Business Cooperation in England 1800-1867*, 1936.
- [6] 四野宮三郎『J.S.ミル体系序説』(ミネルヴァ書房 1974年)
- [7] 杉原四郎『イギリス経済思想史—J.S.ミルを中心として—』(未来社 1973年)
- [8] 鈴木芳徳「ジョン・スチュアート・ミルの株式会社論」(『株式会社の経済学説』 新評論社 1983年)
- [9] 武市春男『イギリス会社法』(国元書房 1961年)
- [10] 武田哲夫・生田靖『協同組合の理論と歴史』(ミネルヴァ書房 1976年)
- [11] 武田信照「J.S.ミルの株式会社論(上) —株式会社観の転換—」(愛知大学『経済論集』 第138号 1995年8月)
- [12] 武田信照「J.S.ミルの株式会社論(下) —アソシエーションと株式会社—」(愛知大学『経済論集』 第141号 1996年7月)
- [13] 富塚良三『蓄積論研究』(未来社 1990年)
- [14] 林道義「イギリスにおける株式会社『有限責任法』成立の経済史的背景」(『土地制度史学』 第35号 1967年)

- [15] 前原正美「J.S.ミル『経済学原理』における企業形態論」(中央大学『大学院研究年報』Vol.15,Ⅱ・1)
- [16] 前原正美「J.S.ミル『経済学原理』における共同組織論」(中央大学『経済学論纂』第27巻第5号1986年)
- [17] 前原正美「J.S.ミルにおける労働費用・利潤相反論の展開」(中央大学『経済学論纂』第30巻第4号1989年)
- [18] 前原正美「J.S.ミルの土地所有論と国家」(東洋女子短期大学『紀要』第26号1994年)
- [19] 前原正美「J.S.ミルの停止状態論と理想的私有財産制度論(上)」(東洋女子短期大学『紀要』第27号1995年)
- [20] 前原正美「J.S.ミルの停止状態論と理想的私有財産制度論(下)」(東洋女子短期大学『紀要』第28号1996年)
- [21] 村田和博「J.S.ミルにおける利潤と企業形態」(広島大学『経済学研究』第12集 1995年3月)
- [22] 村田和博「J.S.ミルにおける有限責任と共同組織－人間関係論としての生産効率－」(『九州経済学年報』第33集、1995年11月)
- [23] 森恒夫「イギリス産業における株式会社の展開」(明治大学『経営論集』第10巻第3号、1962年)
- [24] 和田竜司『アダム・スミスの政治経済学』(ミネルヴァ書房 1978年)